

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第5回会合）

議事要旨

1 日 時：平成25年12月17日（火）17：18－18：52

2 場 所：総理大臣官邸

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院大学教授  
岡崎 久彦 特定非営利活動法人岡崎研究所所長・理事長  
葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長  
【座長代理】北岡 伸一 国際大学学長・政策研究大学院大学教授  
坂元 一哉 大阪大学大学院教授  
佐瀬 昌盛 防衛大学校名誉教授  
佐藤 謙 公益財団法人世界平和研究所理事長（元防衛事務次官）  
田中 明彦 独立行政法人国際協力機構理事長  
中西 寛 京都大学大学院教授  
西 修 駒澤大学名誉教授  
西元 徹也 公益社団法人隊友会会長（元統合幕僚会議議長）  
細谷 雄一 慶應義塾大学教授  
村瀬 信也 上智大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所長（元外務事務次官）

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣  
菅 義偉 内閣官房長官  
加藤 勝信 内閣官房副長官  
世耕 弘成 内閣官房副長官  
礪崎 陽輔 内閣総理大臣補佐官  
杉田 和博 内閣官房副長官  
谷内 正太郎 内閣官房参与  
高見澤 将林 内閣官房副長官補  
兼原 信克 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、防衛省からオブザーバーが出席。）

#### 4 議事概要

- (1) 冒頭安倍総理から、本日、我が国初となる国家安全保障戦略が閣議決定されたとの紹介に続き、①軍事技術が急速に進歩し、また我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、本当に日本が個別的自衛権だけで、国民の生存を守り国家の存立を全うすることができるのか、②弾道ミサイルなどの脅威が容易に国境を乗り越えて瞬時に我が国にやって来る時に、他国と共に守り合うという集団的自衛権が本当に必要なのか、③我が国は、国連加盟以来一貫して、国連への協力を安全保障政策の柱の一つとしてきたが、憲法前文で国際協調主義を掲げ、第98条で国際法遵守義務を掲げる日本が、国連の集団安全保障措置への参加に消極的な姿勢をとることで良いのか、④我が国が強みを発揮できる後方支援等についても、我が国独自の考えに基づき抑制してきたところであり、PKOに派遣している要員数も世界で40～50位程度にすぎないが、憲法前文で掲げる国際協調主義の下では、我が国は今まで以上に積極的に他国と共に国際秩序を支えるべきではないか、といった発言があった。
- (2) 柳井座長から、ハンブルグにある国際海洋法裁判所所長の業務が多忙なため、なかなかハンブルグを離れることができず、懇談会に出席できないこともあるが、今日は特に国連の集団安全保障、武力の行使との一体化、あるいはPKO等における武器使用についての議論が議題に上っており、自分の体験も踏まえて議論に参加したい、といった旨の発言があった。
- (3) 北岡座長代理から、冒頭総理から御発言があったとおり、国家安全保障会議ができ、本日、国家安全保障戦略、そして防衛計画の大綱が決定されることになった、国家安全保障戦略においては、国際協調主義に基づく積極的平和主義というコンセプトの下に、外交、防衛を連ねた基本原則が打ち出されたが、これは近代日本においても画期的なことである、これをより良く実施し、我が国の安全を全うするためには、法的基盤の厳格な見直しと提言が不可避である、といった旨の発言があった。
- (4) 兼原内閣官房副長官補から、【配布資料】「国連の集団安全保障措置、武力の行使との一体化、国連平和維持活動（PKO）等における武器使用」に沿って、従来の政府等の見解について説明があった。
- (5) 続いて、あるべき新しい憲法解釈について、概要以下のような議論が行われた。
- 集団的自衛権については、「集団的自衛権は必要最小限度に入らない」という

のはまさにその時点での判断だと考えれば、その後の状況の変化、軍事技術の問題等を考えれば、現時点では集団的自衛権まで含めて考えないと自衛が全うできないということで、当然必要最小限度の中に入ってくるという判断ができるのではないか。

- 1959年のいわゆる砂川事件最高裁判所判決における補足意見の中で、田中最高裁長官は、憲法9条の解釈は前文に書かれているところの恒久平和と国際協調の理念、これを踏まえて解釈しなければならないとしているが、この意見は非常に大切であると考える。
- 集団的自衛権について歯止めなり抑制なりを考えることは妥当。国会の関与は政治的判断の問題としてあった方が良いのではないか。
- 国連の集団安全保障やそれを補完する性格を持つ国連PKO等、国連の集団安全保障系統の活動については、これまでのように憲法9条に絡めて議論するのを改めないと解決ができない。国連の集団安全保障に関する活動は憲法9条とは次元が違うということを明確にした方が良い。
- 日本がPKO等実際に参加してきてから20年間、いろいろ実際の経験を積んで、この際整理をし直すというのは十分説明のつくことではないか。今やっておかないと、また「国又は国に準ずる組織」についても、後からいろいろな問題が出てくるのは必定なので、はっきり解釈を改める必要がある。
- 日本国憲法の精神から言えば、国連が理想的に機能するのであれば何でも良い、という雰囲気があるが、国連のやることであれば何でも良い、とすると違和感を感じる国民も多い。国連の集団的安全保障措置であっても、憲法上の制約があるのか、主権国家としての自然権としての制約があるのか等については検討していく必要がある。
- 国連の集団安全保障措置への参加については、基本的には我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力行使に当たらず、憲法上、禁止されていないと解すべきである。参加の仕方については、国際協調と国際平和を希求する我が国の憲法の精神に合致することが前提とされるべきである。
- PKOへの参加、駆けつけ警護や妨害排除に際する武器使用については、少なくとも国連PKOの国際基準で認められた武器使用が国連憲章で禁止された武

力の行使に当たると解釈している国はどこにもなく、自衛隊がP K Oの一員として駆けつけ警護や妨害排除のために国際基準に従って行う武器使用は、そもそも武力の行使に当たらず、憲法9条の禁じる武力の行使に当たらないと解すべきである。

- 2008年の報告書にもあるとおり、武力行使の一体化というのは我が国特有の概念であって、事態が刻々と変わる活動の現場において「一体化論」を適用することは困難であり現実的なものではない。「一体化論」は憲法上の制約を過度に厳しく考えたことから出てきた議論であり、憲法上の評価ではなく政策上の妥当性で考えていくべきではないか。
- 武力行使との一体化に関し、少なくとも周辺事態における後方支援、あるいはP K O等における後方支援、これは我が国が最も得意とする分野だが、これすらも武力行使であるとしてできないとされている事実があり、何としてでも対応する必要がある。
- マイナー自衛権の議論とは、防衛出動と警察権の行使としての活動の間にギャップがあるという話だが、仮に警察権の行使の範囲であっても自衛隊の場合は実際に行動命令が出ていないと動けない。平素からの自衛隊の活動に権限を付与するようにしておかないと、実際の活動に非常に支障がある。
- 武力攻撃に至らない侵害への対応に関し、組織的・計画的な武力の行使かどうか判別がつかない侵害であって、警察権等の行使では対応できない急迫不正の侵害に対応するため、自衛権の行使を可能にするべきである。
- 安全保障環境が非常に悪化している中で法整備を再検討しなければならないという議論は、ある程度ある。古い時代が平和主義であって、これから戦争ができるという認識を持たれないような論理が必要。今必要なものは新しい憲法解釈というよりは、今の安全保障環境にふさわしい憲法解釈である。

以上